

店頭デリバティブ取引約款(DMM CFD-Index)(DMM CFD-Commodity) (下線部が変更箇所)

新	旧
<p>第1条～第4条 (現行通り)</p> <p>第5条 【個人のお客様の場合】 (1)～(11) (現行通り)</p> <p>(12) <u>反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</u> • <u>現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</u> • <u>現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。</u> • <u>自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</u> • <u>マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</u> • <u>上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により</u></p>	<p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>第5条 【個人のお客様の場合】 (1)～(11) (省略)</p> <p>(12) <u>反社会的勢力の一員等ではないこと。</u> ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p>

口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

(13)

(現行通り)

【法人のお客様の場合】

(1)～(7)

(現行通り)

(8)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

- ・現在、且つ将来にわたっても、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・本号に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により

(13)

(省略)

【法人のお客様の場合】

(1)～(7)

(省略)

(8)反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者ではないこと。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

(9)

(現行通り)

(10) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- ・日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・口座名義人である法人に籍があること。
- ・反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

(9)

(省略)

(10) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- ・日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・口座名義人である法人に籍があること。

現在、且つ将来にわたっても、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

本号に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

(11)～(12)
(現行通り)

2項～8項
(現行通り)

第6条～第35条
(現行通り)

(11)～(12)
(省略)

2項～8項
(省略)

第6条～第35条
(省略)

平成22年3月1日制定
平成22年4月1日改訂
平成22年8月14日改訂
平成22年12月25日改訂

平成22年3月1日制定
平成22年4月1日改訂
平成22年8月14日改訂